

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日)
の翌日

目次

◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関となる旨の申出の受理
保安林の指定
土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第百九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字浜山九四六の一、字浜畑九四七の一、大字石脇字坪井七九三の八、大字園字浜山二三二の一、字一里浜二三四〇の一、大字字谷字ナハナミ六三九の一、字荒浜八七〇の一（以上七筆について、次の図に示す部分に限る。）、字浜山八三〇の一先無番地（次の図に示す部分に限る。）、羽合町大字宇野字西又二一九六三の一、大字長瀬字池ノ端二〇三三の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、字六ノ千石二〇三三の三、字籠池二二八三の二、北条町大字江北字灘際二九〇五の二、二九〇五の二四、大字園坂字灘際一三一〇の二から一三二〇の次四まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、大字田井字灘浜四九七、四九八の二、四九八の三、大字弓原字灘際八七八、八七九（次の図に示す部分に限る。）、大字下神字東灘山一〇七〇の一から一〇七〇の一九まで、一〇七〇の一先無番地から一〇七〇の一九先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、字中灘山一二〇二の一から一二〇二の一七まで、一二〇二の一先無番地から一二〇二の

療養取扱機関名 大山町国民健康保険 大山寺診療所	所 在 地 西伯郡大山町大山 鳥取大学山岳医学研究所内	申出の受理の年月日 昭和四十四年一月十六日
--------------------------------	-----------------------------------	--------------------------

一七先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、字西灘山一二四九の二から一二四九の三三まで、一二四九の二先無番地から一二四九の三三先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字松神字灘際一二八一から一二八三まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、大栄町大字東園字稻場六〇八の四八四先無番地から六〇八の四九五先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字西園字北浜一九〇〇先無番地から一九七七先無番地まで（次の図に示す部分に限る。）、大字由良字東浜二二一一、字西浜二二一二、大字妻波字大西浜一三八〇の一、一三八〇の六

二 指定の目的
飛砂の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百九十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月十九日から用途廃止した。

昭和四十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市徳尾字下山崎一七八ノ二番地先	一四・三一	水路敷
〃 〃 一七九ノ一番地先	六・九六	〃
〃 〃 一八〇番地先	六・一八	〃

鳥取県告示第百九十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年三月十九日から用途廃止した。

昭和四十四年三月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市布勢字大段三五二番地先	四九・〇三	道路敷